

あなたに寄り添い支援する成年後見人を育成します 市民後見人候補者養成講座がスタート

☎福祉課 (i プラザ 3 階) ☎ 0538-37-4814 FAX 0538-36-1635

こんなときは成年後見制度利用の相談を



認知症が進行して、金銭管理や福祉サービス利用の契約手続きができない。

認知症の親が、訪問販売で必要のない商品を大量に購入してしまった。



知的障がいの子どもの金銭管理を行ってきたが、将来が不安だ。

成年後見制度の相談は、お住まいの地区の地域包括支援センターまたは市障害者相談支援センター（☎0538-86-3133）へ
※お住まいの地区の地域包括支援センターが不明の場合は、福祉課（☎0538-37-4814）へご確認ください

市民感覚を生かした
成年後見人



市民後見人

福祉の専門家



社会福祉士

法律の専門家



弁護士・司法書士

成年後見制度とは

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどで「判断能力が十分でない方」が自分らしく安心して暮らすため、本人の権利や財産を守り、意思を尊重した生活ができるよう「成年後見人等」を選び、法律的に支援するための制度です。ご本人の判断能力の程度によって「後見」、「保佐」、「補助」の3つの類型があります。

市民後見人とは

市民後見人は、親族や弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職ではなく、一般市民が務める後見人です。自治体などが実施する養成講座を受講した方の中から家庭裁判所によって選任されます。地域の身近な存在として、本人の意思をより丁寧に把握しながら、市民感覚を生かしたきめ細やかな活動が期待されます。

第1期市民後見人候補者養成講座 事前説明会参加者を募集

磐田市では、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指して「判断能力が十分でない方」の生活を市民の視点で支援し、成年後見活動を行っていく「市民後見人」の候補者養成講座を実施します。

あなたの経験などを生かして、成年後見活動をしてみませんか。



- ▶と き / 7月23日(月) 午後1時30分～3時30分
- ▶と ころ / 豊田支所 (森岡150)2階大会議室
- ▶内 容 / ①市民後見人の活動について (基調講演)
②市民後見人候補者養成講座受講説明
- ▶対 象 / 市内在住または在勤で、市民後見人の活動に興味のある20歳以上の方
- ▶参加費 / 無料 (講座受講時はテキスト代負担あり)
- ▶定 員 / 20人程度
- ▶申 込 / 7月13日(金)までに直接または電話で福祉課 (iプラザ3階 ☎37-4814) へ
- ▶その他 / 「市民後見人候補者養成講座」の受講を希望される方は、この説明会への参加が必須です。講座は8月下旬～9月、11月中旬～12月中旬の計10日間を予定しています

市の財政状況

平成29年度予算執行状況

市では、市民の皆さんに市の財政状況がどのようになっているかを条例に基づき年2回公表しています。

今回は、平成29年度下半期（平成30年3月31日現在）の予算執行状況をお知らせします。

予算の執行状況

() 内は執行率

会計名	予算額	収入済額	支出済額
一般会計	665億2,404万円	599億4,832万円 (90.1%)	583億3,692万円 (87.7%)
特別会計 (国民健康保険・介護保険など)	410億8,838万円	373億 355万円 (90.8%)	352億2,947万円 (85.7%)
公営企業会計 (水道事業・病院事業)	233億3,848万円	203億3,167万円 (96.0%)	219億5,874万円 (94.1%)

市の財産状況

※基金とは、条例に基づいて積み立てた市の貯金のことです

区分	現在高	種類	現在高
土地	519万4,819㎡	一般会計	489億8,801万円
建物	53万4,337㎡	特別会計	344億8,769万円
基金*	178億2,237万円	公営企業会計	194億3,208万円
有価証券	8億8,538万円	一時借入金	0円

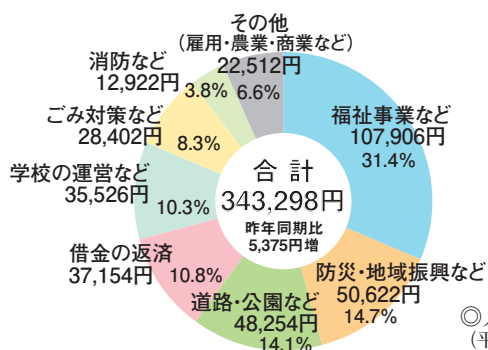
市有財産

地方債・一時借入金の現在高

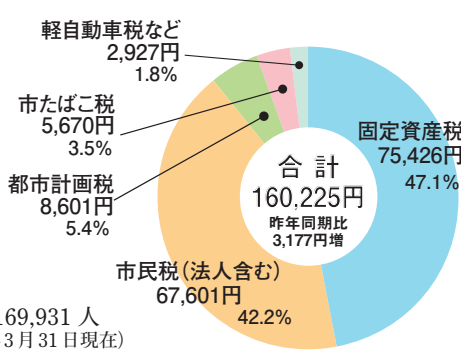
問 財政課 (本庁舎4階)

TEL 0538-0538
FAX 0538-3737
0538-3737
0538-4888
0538-4876

一人当たりに使われた金額 (一般会計)



一人当たりの市税負担額 (一般会計)



◎人口：169,931人
(平成30年3月31日現在)

より開かれた市政を目指して

情報公開制度を活用の方へ

問 市民相談センター (本庁舎1階)

TEL 0538-0538
FAX 0538-3912
0538-3714
0538-4746
0538-2262

情報公開制度とは

情報公開制度とは、市民参加による開かれた市政を推進するため、市が管理している公文書を請求などに基づき公開するものです。この制度により、市では市政に対する市民の信頼性の確保や市政の透明性の向上、市民参加の充実に努めています。

平成29年度の請求などの件数は1715件でした。公文書は公開が原則ですが、法律で公開が禁止されているものや、個人を特定できる情報(個人情報)など、公開できないものもあります。

公文書の公開を請求できる方

- ▼市内に住所のある方
- ▼市内に事務所、または事業所がある個人および法人、その他の団体
- ▼市内の学校や事業所などに通学または通勤している方
- ▼市が行う事務事業に具体的な利害関係のある方

これら以外の方から公開の申し出があった場合、できる限り対応するように努めています。

公開の手続き

所定の書式(市ホームページからダウンロード可)に必要な事項を記入の上、市役所本庁舎1階の市民相談センターへ請求または申し出をしてください。原則として請求日から15日以内に公開するかどうかを決定し、ご連絡します。

手続きや閲覧は無料ですが、写しの交付を希望される場合は、費用が必要となります。なお、請求に対し公開しないとの決定には、行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。



平成30年10月診療分から 高校生年代の医療費助成を始めます

平成30年10月診療分から、こども医療費助成制度の対象者を、現行の「中学生まで」から「高校生年代まで」に拡大します。

◆対象者

新たに対象となるのは、平成12年（2000年）4月2日生まれから平成15年（2003年）4月1日生まれで、磐田市の住民基本台帳に記載され、健康保険に加入している子どもです。

◆助成を受けるには

対象者には6月中に受給者証の交付申請書を送付します。必要事項を記入の上、子どもの健康保険証のコピーを貼付し、同封する返信用封筒（切手不要）を使用して子育て支援課へ郵送してください（直接持参可）。受給者証は、9月下旬に送付する予定です。

平成30年10月以降に県内の医療機関で受給者証を提示することで、助成を受けることができます（県外での受診や受給者証を提示しなかった場合は、別途助成申請が必要です）。

問 子育て支援課（iプラザ3階）
TEL 0538-37-4896
FAX 0538-37-4631

◆自己負担額があります

高校生年代の医療費助成には、中学生までと異なり、自己負担額があります（中学生までの助成内容に変更はありません）。

高校生年代の自己負担額	
通院	1回 500円
入院	1日 500円 (食事療養費は助成対象外)

※保険診療の対象とならない診療による傷病は助成の対象となりません
交通事故による傷害や第三者行為による診療費・経費などが、病は助成の対象となりません

◆「適正受診」にご協力ください

緊急性がない軽症な方による休日・夜間の診療（コンビニ受診）が増えること、救急医療を必要とする重症な方への対応がなくなる可能性があります。

必要な人が安心して医療を受けられるよう「適正受診」にご協力ください。



不育症を知っていますか

妊娠しても流産や死産、生後1週間以内に赤ちゃんが亡くなることを繰り返す状態を不育症といいます。不育症は、適切な治療を受ければ80%以上の確率で出産することができますといわれています。正しい知識で不育症を理解しましょう。

◆どのくらいの人が流産を繰り返すの？

流産は妊娠の10〜20%の頻度で起こります。この多くは赤ちゃんの要因によるものといわれていますが、2〜3回以上繰り返す場合は、不育症のリスク因子が認められる場合があります。1人目を出産し、その後流産が続く場合でも、不育症の可能性があります。妊娠歴がある35〜79歳の女性の流産経験者は、左の通りです。



（静岡県健康福祉部リーフレットより）

◆周囲の方の理解や配慮が大切です

不育症は決して珍しいことではありません。流産などを繰り返す体験がストレスになり、妊娠を諦める女性も

問 子育て支援課（iプラザ3階）
TEL 0538-37-2012
FAX 0538-37-4631

◆電話・面接相談をご利用ください

静岡県不妊・不育専門相談センターでは、不妊カウンセラーの資格を持った助産師や保健師などによる電話相談と、産婦人科医師による面接相談を行っています。

電話相談窓口

TEL 054-204-10477
火曜日・午前10時〜午後7時
土曜日・午前10時〜午後3時
※年末年始、祝日を除く

静岡県 不妊・不育

検索

◆不育症に関する補助を受けるには

市では今年4月1日から、不育症治療費などの補助を開始しました。検査または治療に要した費用の自己負担額（保険適用外）のうち10分の7以内の額（公費補助上限額・24万1500円）を補助します。対象者の要件は、市ホームページをご覧ください。子育て支援課までお問い合わせください。

調査へのご理解とご協力を

固定資産税の実地調査を実施します

市職員による実地調査

地方税法第408条では、固定資産税の適正な評価および公平な課税を確保するため、固定資産の状況を年1回実地調査するよう規定しています。磐田市でも、この規定に基づき固定資産（土地・家屋・償却資産）の実地調査を行っています。

市職員が調査に伺いますので、ご協力をお願いします。

※調査には「固定資産評価補助員証」を携帯した職員が伺います

◆調査期間／通年

◆対象地域／市内全域

◆調査方法

●土地・家屋

道路からの外観調査です。市内全域を巡回しながら土地・家屋の現況と課税状況に相違がないかを調査します。

また、平成30年1月2日以降に分筆・合筆された土地や利用状況に変更があった土地、家屋の取り

問 市税課（本庁舎1階）

☎ 0538-3714809
FAX 0538-3317715

壊しや用途変更などを確認します。

●償却資産

申告内容の確認が必要な場合は、事前に連絡の上訪問し、国税申告書や決算書、固定資産台帳などを確認します。

詳細な実地調査のお願い（土地・家屋）

道路から見えない部分や土地・家屋の利用状況と課税状況に相違がある場合には、立ち入り調査をさせていただく場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

その他

家屋については、家屋照合調査（詳しくは「広報いわた5月号8ページ」をご覧ください）による実地調査も併せて実施していますので、ご協力をお願いします。

また、新築（増築）家屋は完成後、事前に連絡の上、現地に伺い調査を行います。



迷惑電話防止装置の購入を

補助します

問 地域づくり応援課（本庁舎2階）
☎ 0538-3714751
FAX 0538-3212353

◆対象機器

①通話録音機器

固定電話に取り付け、通話内容を録音し、電話着信時に通話内容を録音することを相手に自動的に伝える機能があるもの



◆対象者

申請時において市内在住の65歳以上の方

◆補助内容

機器購入費用のうち、1000円未満の端数を切り捨てた金額を補助（限度額は1万円）

※1世帯1回1台限り

※補助件数は100件を予定

◆申し込み

7月2日（月）～31日（火）に、直接地域づくり応援課、各支所市民生活課、各交流センターへ

※先着順ではありません。応募者が多数の場合は、対象者を選定します。対象者には、市から内示通知を送付しますので内示通知を受けから機器を購入してください

（例）この電話は、振り込め詐欺などの犯罪被害防止のため、会話内容が自動録音されます。



②着信拒否機器

固定電話に取り付け、電話の着信をデータベースから自動的に判別し、悪質電話の着信を点灯により通知、または自動的に着信を切断する機能があるもの

※機器の設置によって、迷惑電話を完全に排除できるわけではありません

※補助制度について不明な点があれば、購入前に地域づくり応援課へお問い合わせください